○中能登町最低制限価格の設定に関する要領

平成21年4月23日
告示第28号
改正　平成21年7月29日告示第32号
平成23年5月1日告示第57号
平成25年12月20日告示第58号
平成28年3月30日告示第30号
平成29年3月30日告示第32号
平成31年4月1日告示第36号
令和4年3月17日告示第29号

(趣旨)

第1条　この要領は、中能登町が発注する建設工事等の契約の締結にあたり、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(第167条の13の規定により準用する場合を含む。)及び中能登町財務規則(平成17年規則第28号)第124条第1項(第136条の規定により準用する場合を含む。)に規定する最低制限価格の適正な実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　直接工事費　工事の施工にあたって、直接必要とされる経費をいう。

(2)　共通仮設費　工事の施工にあたって、共通して必要な経費をいう。

(3)　現場管理費　工事の施工にあたって、工事を管理するために必要な、共通仮設費以外の経費をいう。

(4)　一般管理費　役員報酬、本支店の事務用品費、本支店の通信交通費等企業の事業の継続に必要な経費をいう。

(対象)

第3条　最低制限価格を設ける建設工事は、予定価格(消費税及び地方消費税相当額を含む。)が130万円を超える工事とする。

(最低制限価格の算出方法)

第4条　町長は、次項の各号に定める算出方法に基づき算出された額を参考に、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から予定価格に10分の9.2を乗じて得た額の範囲内で最低制限価格を設定する。

2　工事の請負契約に係る最低制限価格(消費税及び地方消費税相当額を含む。)は、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、設計書等に基づき算出した当該各号に掲げる額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1)　土木工事については、次に掲げる額の合算額

ア　直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額

イ　共通仮設費に10分の9を乗じて得た額

ウ　現場管理費に10分の9を乗じて得た額

エ　一般管理費に10分の6.8を乗じて得た額

(2)　建築工事及び設備工事については、次に掲げる額の合算額

ア　直接工事費に10分の9を乗じて得た額に、10分の9.7を乗じて得た額

イ　共通仮設費に10分の9を乗じて得た額

ウ　現場管理費の額と直接工事費に10分の1を乗じて得た額の合算額に10分の9を乗じて得た額

エ　一般管理費に10分の6.8を乗じて得た額

3　前項第1号又は第2号の規定により算出して得た最低制限価格の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り上げるものとする。

(最低制限価格の周知)

第5条　最低制限価格を設定した場合は、入札に参加しようとする者に対し、当該入札に関し、最低制限価格が設定されていることを周知しなければならない。

(最低価格の公表)

第6条　落札者決定後、設定した最低制限価格を公表することとする。

(その他)

第7条　この要領に定めるもののほか、最低制限価格の設定に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要領は、平成21年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附　則(平成21年7月29日告示第32号)

この要領は、平成21年8月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附　則(平成23年5月1日告示第57号)

この告示は、平成23年5月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附　則(平成25年12月20日告示第58号)

この告示は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附　則(平成28年3月30日告示第30号)

この告示は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附　則(平成29年3月30日告示第32号)

この告示は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附　則(平成31年4月1日告示第36号)

この告示は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附　則(令和4年3月17日告示第29号)

この告示は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。